

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成25年の給与勧告のポイント>

- 給与、ボーナスは、改定なし
- 諸手当は、自宅（持ち家）に係る住居手当を引下げ（平成25年度改定）
- 自宅（持ち家）に係る住居手当は、平成26年4月1日から廃止（平成26年度改正）

ア 民間給与と職員給与との比較

平成25年5月から6月にかけて、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所250から抽出した133事業所について、平成25年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

※ 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、平成25年から調査対象を全産業に拡大

(ア) 月例給

- ・ 職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成25年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）
- ・ その結果、職員給与が民間給与を419円（0.11%）上回る

平成25年4月の民間給与(A)	平成25年4月の職員給与(B)		較差(A-B)
372,274円	減額措置前	372,693円	△419円 (△0.11%)
	減額措置後 (管理職員給料2%減額後)	371,440円	834円 (0.23%)

(参考)

平成25年7月の職員給与 (役職段階に応じ給料最大9.77%減額後)	平成25年4月の減額措置前給与 (372,693円)との差
348,346円	△24,347円

※ 平成25年6月末まで 管理職員の給料2%減額
 平成25年7月～平成26年3月末 国の給与減額支給措置の要請に伴う地方交付税の減額相当額の人件費を削減するため、全職員を対象に役職段階に応じ給料最大9.77%減額

行政職給料表	課長級以上（9～6級）	△9.77%
	課長補佐級・係長級（5、4級）	△7.77%
	一般職員（3～1級）	△4.77%

(イ) 特別給（ボーナス）

- ・ 平成24年8月から平成25年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較
- ・ その結果、職員の支給月数（現行3.95月分）は民間と均衡

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.95月分	3.95月分	0.00月分

イ 平成25年度の給与改定

本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断

※ 給与の改定は、職員と民間従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、均衡させることを基本として実施

平成25年4月における管理職員の給料を2%減額する措置が特例的な措置であることを考慮し、民間の給与と比較する職員給与は、減額措置がないとした場合の給与を使用

(ア) 月例給

民間の給与との較差△419円(△0.11%)を解消するため、

自宅に係る住居手当について、支給月額を引下げ(3,200円→2,200円)を勧告

(単身赴任者の自宅に係る住居手当についても、支給月額を引下げ(1,600円→1,100円))

・上記の改定を行った場合の平均給与(行政職・減額措置前)

平均給与(改定前)	改定額	平均給与(改定後)
372,693円	△425円	372,268円

参考(行政職)
職員数 3,834人
平均年齢 42.4歳
平均勤続年数 18.6年

(イ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合(3.95月)と均衡しているため、改定を行わない(現行3.95月分)

(ウ) 実施時期等

- ・自宅に係る住居手当の引下げを実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)
- ・4月から改定の実施の前日までの較差相当分を解消する所要の調整措置は、4月から6月末までは管理職員の給料を2%減額する措置が、7月からは全職員を対象に役職段階に応じ給料を最大9.77%減額する措置が実施されており、実際に支給される職員給与が民間給与を現に大きく下回っていることから、講じる状況にはないと判断

ウ 平成26年度の制度改正

(ア) 自宅に係る住居手当

- ・国が平成21年度に廃止し、他の都道府県でも廃止した団体は、平成24年4月時点では29団体であったが、平成25年4月現在では45団体となっており、均衡の原則に基づき、制度の廃止を勧告

(イ) 実施時期

平成26年4月1日

エ 給与に関するその他の事項

(ア) 給与構造改革に伴う経過措置額

- ・経過措置額の廃止については、平成23年に、人事院勧告による国の措置に準ずることと勧告
- ・国は、平成24年2月に成立した給与改定・臨時特例法において、経過措置額を平成26年3月末に廃止
- ・なお、国は、経過措置額の新陳代謝により生じた原資及び廃止により生じる原資を用いて、平成24年、平成25年及び平成26年の4月1日に、人事院規則で定める職員の昇給回復を行う措置を実施
- ・本県においても、給与構造改革については平成18年度から基本的に国に準じた制度を実施してきたところであり、本県における制度導入の経緯や実情を考慮した上で、国の措置に準じた取組を実施するよう再度報告で要請

(イ) 給与制度の総合的な見直し

- ・ 人事院は、平成 25 年の「職員の給与等に関する報告」において、①民間の組織形態の変化への対応、②地域間の給与配分の在り方、③世代間の給与配分の在り方、④職務や勤務実績に応じた給与について検討を進め、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的な見直しを、給与減額支給措置終了後に実施できるよう準備に着手すると報告
- ・ 人事院が報告した給与制度の総合的な見直しは、本県の給与制度にも大きく影響を及ぼすことが考えられることから、人事院における見直しの動向を十分に注視

(ウ) 本県の給与減額措置

- ・ 職員の給与は、本来、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、措置されるべきもの
- ・ しかし、平成25年6月末まで実施されていた、管理職員に対する減額措置及び7月から実施されている、全職員に対する減額措置は、この趣旨と相違
- ・ 中でも、管理職員に対する減額措置は、本県の財政状況を考慮した特例的な措置として平成13年度から実施してきているが、その期間は実に12年の長きにわたっており、特例措置とは言い難い状況
- ・ この措置を継続することとなれば、職員の適正な処遇を確保する観点から、減額後の実際の職員給与による公民比較を基に、給与改定を行うことを検討せざるを得ないと思料
- ・ 本委員会としては、現在の減額措置が終了する平成 26 年 4 月以降は、地方公務員法を遵守し、給与勧告に基づく給与水準が確保されるよう強く要請

オ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保

優秀な人材を確保するため、職員採用 I 種試験において、受験年齢制限の緩和、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討

(イ) 女性職員の登用の拡大

政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の登用の拡大は重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を引き続き進めていくことが必要

(ウ) 人事評価制度の充実

- ・ 能力・実績に基づく人事管理の基礎であり、組織の活力を保つためには、勤務実績が的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要
- ・ 円滑に機能させるためには、評価者と被評価者が意思疎通を図り、制度本来の目的を十分共有することが必要
- ・ 今後とも、国家公務員の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていくことが必要

(エ) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することを平成 25 年 3 月に閣議決定
- ・ 地方公務員については、その趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう総務副大臣から要請
- ・ 本県においても、再任用の実施状況を検証し、引き続き検討していくことが必要

(オ) 再任用職員の給与

人事院は、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、「平成26年職種別民間給与実態調査」において、再雇用者の給与の具体的な実態を把握した上で、必要な検討を進めることとしており、本委員会でも人事院等と共同して調査を行い、再任用職員の給与水準等について検討

(カ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「ノー残業デー」の徹底を図ることなどにより、平成24年度において着実に実績を上げている任命権者もある。今後、更なる縮減に取り組んでいくことが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進については、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

b 両立支援の推進

- ・ 育児休業等を行うことができる職員の拡大、短期の介護休暇の新設などが図られ、制度が整備・充実されてきたところであり、職員にとってこれらの制度が活用しやすい職場の環境づくりを進めていくことが必要
- ・ 男性職員の育児休業の取得推進については、取得が進まない要因等を把握し、それを踏まえて必要な対応を行うなど、引き続き、育児休業の取得率の向上等、目標の達成に向けて取り組んでいくことが必要
- ・ 人事院が立法措置を行うよう国会及び内閣に意見の申出を行った配偶者帯同休業制度の導入について、県としても、国における関係法令の制定等に適切に対応する必要

c 心の健康づくりの推進

各任命権者においても、精神科嘱託医によるメンタルヘルス相談の実施等様々な取組が行われてきているが、心の疾病による長期病休者数は、依然として多い状況であり、今後も、職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していくことが必要

(2)報告資料
ア 職員給与
(ア) 職員の給料表

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成24年4月	増減	人				本庁等	人	人		
全		14,850	△ 112	14,962	3,499	30	16	306	2,910	5,602	12	2,475
行政職		3,834	21	3,813	2,990	30	16	285	190	-	12	311
研究職		184	△ 5	189	170	-	-	-	-	-	-	14
医療職(1)		24	△ 5	29	24	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		111	4	107	101	-	-	-	10	-	-	-
医療職(3)		214	△ 1	215	214	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		42	△ 6	48	-	-	-	-	-	42	-	-
学校事務職員		307	△ 15	322	-	-	-	-	-	307	-	-
計		4,716	△ 7	4,723	3,499	30	16	285	200	349	12	325
高等学校等教育職員		2,655	22	2,633	-	-	-	-	2,655	-	-	-
県立中学校教育職員		55	0	55	-	-	-	-	55	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,274	△ 139	5,413	-	-	-	21	-	5,253	-	-
計		7,984	△ 117	8,101	-	-	-	21	2,710	5,253	-	-
警察官		2,150	12	2,138	-	-	-	-	-	-	-	2,150

(注) 在期付職員、在期付研究員、育児短時間勤務職員及び再任用職員については、本表に含まれていない。
(以下、(エ)の表までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,850	43.4	19.5
一般職員	行政職	3,834	42.4	18.6
	研究職	184	41.9	16.0
	医療職(1)	24	43.9	9.0
	医療職(2)	111	42.2	16.1
	医療職(3)	214	45.3	18.3
	学校栄養職員	42	41.6	17.4
	学校事務職員	307	43.9	24.0
	計	4,716	42.6	18.7
教育職員	高等学校等教育職員	2,655	44.2	19.4
	県立中学校教育職員	55	45.0	20.1
	市町村立小・中学校等教育職員	5,274	45.8	21.7
	計	7,984	45.3	20.9
警察官		2,150	38.3	15.9
平成24年4月 全		14,962	43.7	20.0

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	100.0	78.1	10.0	11.9	0.0	62.5	37.5	
一般職員	行政職	74.9	9.5	15.4	0.1	78.8	21.2	
	研究職	92.4	5.4	2.2	-	84.2	15.8	
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	83.3	16.7	
	医療職(2)	100.0	74.8	25.2	-	59.5	40.5	
	医療職(3)	100.0	36.0	46.7	17.3	34.1	65.9	
	学校栄養職員	100.0	50.0	50.0	-	2.4	97.6	
	学校事務職員	100.0	1.6	39.7	58.6	28.7	71.3	
	計	100.0	69.0	13.7	17.2	0.1	72.6	27.4
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	94.5	4.9	0.6	-	56.0	44.0
	県立中学校教育職員	100.0	92.7	7.3	-	-	54.5	45.5
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	87.1	12.9	0.0	-	44.1	55.9
	計	100.0	89.6	10.2	0.2	-	48.1	51.9
警察官	100.0	55.3	0.9	43.8	0.0	93.7	6.3	

平成24年4月 全	100.0	77.3	10.5	12.1	0.1	62.5	37.5
-----------	-------	------	------	------	-----	------	------

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表							
全		358,651 (359,598)	9,941	6,481	375,073 (376,020)	12,964	388,037 (388,984)
一般職員	行政職	334,258 (335,511)	12,448	9,505	356,211 (357,464)	15,229	371,440 (372,693)
	研究職	345,202 (346,290)	13,242	5,863	364,307 (365,395)	16,130	380,437 (381,525)
	医療職(1)	422,833 (427,579)	13,792	71,837	508,462 (513,208)	382,612	891,074 (895,820)
	医療職(2)	325,070 (325,307)	10,045	3,812	338,927 (339,164)	8,570	347,497 (347,734)
	医療職(3)	351,536 (351,663)	8,271	1,134	360,941 (361,068)	4,646	365,587 (365,714)
	学校栄養職員	313,074 (313,074)	2,595	3,102	318,771 (318,771)	3,029	321,800 (321,800)
	学校事務職員	338,102 (338,102)	5,399	2,477	345,978 (345,978)	6,339	352,317 (352,317)
	計	335,764 (336,861)	11,693	8,652	356,109 (357,206)	15,808	371,917 (373,014)
教育職員	高等学校等教育職員	385,568 (386,112)	9,182	6,088	400,838 (401,382)	9,310	410,148 (410,692)
	県立中学校教育職員	388,845 (389,633)	9,382	7,422	405,649 (406,437)	8,947	414,596 (415,384)
	市町村立小・中学校等 教育職員	382,670 (383,913)	7,443	4,049	394,162 (395,405)	12,862	407,024 (408,267)
	計	383,676 (384,684)	8,035	4,750	396,461 (397,469)	11,653	408,114 (409,122)
警察官		315,922 (316,314)	13,175	8,145	337,242 (337,634)	11,595	348,837 (349,229)

平成24年4月 全	361,561 (362,508)	10,098	6,495	378,154 (379,101)	12,738	390,892 (391,839)
行政職	335,396 (336,669)	12,632	9,492	357,520 (358,793)	15,072	372,592 (373,865)

(注) 1 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。
2 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

(参 考) 平成25年7月における平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表							
平成25年7月 全		339,009	9,953	6,477	355,439	13,036	368,475
行政職		311,108	12,440	9,497	333,045	15,301	348,346

(注) 1 本表は、職員の給料等の臨時特例に関する条例による減額措置後の実際の給与支給額を示したものである。
2 本表における平均給与月額は、平成25年7月1日現在の職員数をもとに算出している。
3 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

イ 民間の給与

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成25年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所250事業所

(b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係316人（行政職に相当する調査実人員233人）、初任給関係以外の調査職種4,933人（行政職に相当する調査実人員4,014人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は14,291人であり、行政職に相当するものは、9,531人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	110	4	7	9	32	58	38	51	21
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	12	-	1	-	1	10	7	3	2
製造業	48	4	2	3	16	23	8	29	11
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	23	-	3	3	5	12	13	6	4
卸売業、小売業	3	-	1	-	-	2	2	1	-
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	7	-	-	1	3	3	5	1	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	17	-	-	2	7	8	3	11	3

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9事業所、調査不能の事業所が14事業所あった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	規 模		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	200,997	212,690	191,847	190,895
	短大卒	178,766	※ 181,719	※ 165,947	X
	高校卒	156,665	※ 160,714	155,160	※ 152,152

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 5 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	13	51.0	727,465	-	727,465	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	52.4	717,801	-	717,801	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	51.8	729,879	-	729,879	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	3	53.0	589,044	-	589,044	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	110	53.2	536,647	1,494	535,153	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	76	53.3	557,031	1,132	555,899	
	短大卒	13	53.7	489,978	114	489,864	
	高校卒	20	52.8	506,057	3,444	502,613	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	62	52.0	607,568	1,011	606,557	同 上
	大学卒	42	52.1	646,922	1,400	645,522	
	短大卒	6	52.0	532,806	-	532,806	
	高校卒	14	51.9	539,416	454	538,962	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	53	51.7	520,037	1,603	518,434	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
大学卒	42	51.4	520,065	2,034	518,031		
短大卒	3	49.5	501,617	-	501,617		
高校卒	8	54.3	527,076	-	527,076		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	27	52.4	566,522	356	566,166	同 上	
大学卒	11	50.2	594,040	963	593,077		
短大卒	4	53.7	507,630	-	507,630		
高校卒	12	53.7	573,540	-	573,540		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	216	48.3	537,561	3,987	533,574	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	155	48.1	570,493	2,221	568,272		
短大卒	10	49.6	417,220	15,480	401,740		
高校卒	51	48.5	474,779	6,238	468,541		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	183	48.1	553,496	13,547	539,949	同 上	
大学卒	113	47.1	575,880	11,049	564,831		
短大卒	22	50.6	521,509	346	521,163		
高校卒	47	49.2	518,586	24,066	494,520		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成25年4月分平均支給額をXとしている。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
事務課長代理	138	46.3	536,793	48,702	488,091	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
大学卒	105	45.3	543,042	42,018	501,024	
短大卒	9	46.2	407,281	16,148	391,133	
高校卒	24	51.9	566,193	103,234	462,959	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	97	46.4	479,611	17,320	462,291	同 上
大学卒	56	43.3	463,170	10,048	453,122	
短大卒	21	51.0	519,164	40,680	478,484	
高校卒	20	51.1	491,301	17,454	473,847	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	255	45.3	394,951	31,848	363,103	係の長及び係長級専門職
大学卒	143	44.4	375,255	28,304	346,951	
短大卒	21	44.5	342,952	33,265	309,687	
高校卒	91	46.8	436,095	36,955	399,140	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術係長	259	47.9	512,097	73,719	438,378	同 上
大学卒	89	45.8	479,716	62,891	416,825	
短大卒	26	44.5	507,097	76,859	430,238	
高校卒	134	49.4	531,443	79,001	452,442	
中学卒	10	54.3	535,951	86,560	449,391	
事務主任	167	41.5	374,798	44,530	330,268	
大学卒	87	39.4	367,633	49,078	318,555	
短大卒	21	43.3	362,869	27,418	335,451	
高校卒	59	44.3	390,515	43,779	346,736	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術主任	267	42.5	481,168	83,835	397,333	
大学卒	93	39.8	460,951	85,643	375,308	
短大卒	39	40.6	473,438	80,947	392,491	
高校卒	130	44.3	494,300	84,059	410,241	
中学卒	5	47.7	421,017	68,842	352,175	
事務係員	1,173	36.3	303,161	35,063	268,098	
大学卒	594	33.9	306,854	39,484	267,370	
短大卒	207	36.5	266,988	23,928	243,060	
高校卒	369	39.7	316,228	33,959	282,269	
中学卒	3	37.5	246,744	19,004	227,740	
技術係員	991	34.6	362,159	74,597	287,562	
大学卒	486	33.4	359,017	81,052	277,965	
短大卒	159	32.8	356,620	83,698	272,922	
高校卒	346	37.6	370,972	58,019	312,953	
中学卒	-	-	-	-	-	

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	372,274 円	371,440 円	834 円 (0.23%)
		372,693 円	△419 円 (△0.11%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

(参考)

職 種	平成25年7月の職員給与	平成25年4月の減額措置前 給与(372,693円)との差
行政職給料表関係	348,346 円	△24,347 円

(注) 平成25年7月の職員給与は、職員の給料等の臨時特例に関する条例による減額措
置後の実際の給与支給額